

(別紙)

ロシアによるウクライナ侵略は、ウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反であることから、日本は、G7を始めとする国際社会と緊密に連携し、様々な制裁措置を実施してきた。

こうした中、更にG7が連携して取り組むことについて、令和4年3月11日にG7首脳声明が発出され、「ロシアの最恵国の地位を否定する行動をとるよう努めること」等が表明された。

現在、関税法第3条においては、輸入品に係る関税は、関税に関する法律によって定められることを原則としつつ、条約に特別の規定がある場合は、その規定によることとされている。この規定に基づき、WTO加盟国に対しては、関税定率法に基づく基本税率又は関税暫定措置法に基づく暫定税率に代わって、WTO協定上の最恵国待遇原則に基づく譲許税率（WTO協定税率）が適用されている。

G7首脳声明を踏まえ、国際社会と連携してロシアに対する更なる制裁の強化として必要な対応を行う観点から、ロシアに対する関税における最恵国待遇を撤回するため、ロシアに対して、WTO協定税率の適用を撤回し、基本税率（暫定税率の適用があるときは暫定税率）の適用が可能となるよう、所要の改正を行うことが適当である。